

備中国における玄賓僧都伝説の諸相 －哲多郡の意味するもの－

原田 信之^{1)*}

1) 新見公立大学健康科学部

(2017年12月20日受理)

南都法相宗興福寺の高僧であった玄賓(七三四～八一八)は、備中国(岡山県)に隠遁し、湯川寺を建立したことが知られている。玄賓が隠遁した地であるためか、備中国各地には玄賓に関する伝説が多数伝承されている。岡山県高梁市落合町近似には玄賓が草庵を結んで滞在したという伝承があり、その地には松林寺という寺院が建立され、「玄賓土仏」「玄賓の湯」などの玄賓に関する伝説が伝えられている。岡山県加賀郡吉備中央町上竹にも玄賓が草庵を結んで滞在したという伝承があり、「袈裟掛岩」「足跡石」「僧都川」などの玄賓に関する伝説が伝えられている。その他、備中国の玄賓僧都伝承は、寺院開基伝承や滞在地伝説のほかに、文物に関するものにまで広がっていることがうかがえた。これまで、玄賓が隠遁した湯川寺は備中国哲多郡にあったと考えられてきたが、実際には「英賀郡」にあり、「哲多郡」には別の寺院を建立していた可能性があることを指摘した。

(キーワード) 玄賓、松林寺、袈裟掛岩、僧都川、哲多郡

はじめに

南都法相宗興福寺の高僧であった玄賓(七三四～八一八)は、大僧都職を辞し備中国湯川寺に隠遁した。そのためか、岡山県には玄賓開基の伝承を持つ寺院が複数存在し、各地ではいまだに玄賓の伝説が生き生きと語られている。玄賓が備中国湯川寺に隠遁したことについては、複数の確実な資料が残されているので史実とみられるが¹⁾、備中国での玄賓の消息はよくわかっていない。

備中国での玄賓の動静は、文献資料にはほとんど残されていないが、口頭伝承の世界ではいまだに生き生きと語られている。筆者が岡山県各地で調査を重ねたところ、真偽は不詳ではあるが、備中国には玄賓の生誕地伝説から終焉地伝説までがそろっていることが判明してきた²⁾。備中国各地での玄賓に関する伝説は、実像はともかく、少なくとも伝承地周辺の人々に玄賓がどのようにとらえられてきたかをうかがうことができるものであり、文献資料の間隙を埋めるものとして、玄賓像の一端を語る参考資料となりうるであろう。

確實に玄賓が滞在したとみられる備中国湯川寺は、現在の行政区画では岡山県新見市土橋寺内二一五五番地に位置している。現在の新見市の市域内において、玄賓開基伝承を持つ寺院は湯川寺のほかに、哲多の大椿寺(新見市哲多町花木四六四九番地)、哲西の四王寺(新見市哲西町大野部一七六七番地)がある。これらの寺院は湯川寺を中心

とする「玄賓隠遁地伝承圏」に属すると考えてよいであろう。

備中国と玄賓の関係を考察するうえで、検討しておく必要のある大きな問題がある。それは「哲多郡」の意味である。通常、玄賓は備中国「哲多郡」湯川寺に隠遁したと説明される場合が多い。しかし、実際には、湯川寺は備中国「英賀郡」(近世以降「阿賀」と表記)にある。なぜこのような説明がされるようになったのであろうか。

本稿は、備中国各地に複数存在する玄賓僧都伝承のうち、高梁市の松林寺周辺や吉備中央町上竹周辺に伝承されてきた伝説等を検討するとともに、備中国の玄賓僧都伝承における「哲多郡」の意味するものについて考究することを目的とする。

I 高梁の松林寺と深耕寺

岡山県高梁市落合町近似一〇八一番地にある千光山松林寺^{りんじ}は、伝承によれば、玄賓が草庵を結んで滞在したことがある地であったそうで、周辺部は「玄賓谷」と称されている(ただし、江戸期の文献では「玄賓谷」と記されているが、土地の人々は単に「玄賓」とだけ呼ぶことが多いようである)。曹洞宗瑞源山深耕寺(岡山県高梁市落合町原田二〇七番地)末で、本尊は觀音菩薩である。延徳二年(一四九〇)に深耕寺二世密山章嚴が創立したという³⁾。松林寺の入口には「玄賓旧跡地」と刻まれた石碑が立っている。

*連絡先：原田信之 新見公立大学健康科学部看護学科 718-8585 新見市西方1263-2

裏に「大正十四年八月建立／（略）／奥組中」とあることから、近似の奥集落の中組の人々が大正十四年に建てたものであることがわかる。かつては「松林寺縁起」があったということなので調べてみたが、所在不明である（過去に何度か火災にあったとかで深耕寺にも松林寺にも伝わっていないということであった）。

江戸時代末期の嘉永七年（一八五四）に版行された「備中国巡覧大絵図」には、土橋の「湯川寺」の所に「玄賓僧都遺跡」と記してあるほか、「近似」の所に「僧玄賓遺跡アリ／今玄賓谷ト云 山ノ井ノ歌アリ」と記してある。また、この「備中国巡覧大絵図」の右上に枠で囲んである「古刹」の項には「湯川寺 同（英賀郡）／土橋村」とあり、左下に枠で囲んである「名蹟」の項には「玄賓谷 川上郡近似村」とある⁴⁾。この「備中国巡覧大絵図」で、明確に玄賓に関するものとわかる記述はこれだけである。このことから、江戸時代末期には「湯川寺」とともに「近似」の「玄賓谷」と「山ノ井ノ歌」が特によく知られていたらしいことがうかがえる。

江戸時代末期の嘉永年間（一八四八～一八五四）以降に編纂されたと推定されている『備中誌』の川上郡近似の項に「玄賓谷 此等に昔し玄賓僧都住給ふと云々／枯木堂千光山松林寺 本尊觀音 境内觀音堂有／（中略）／山の井／名勝考ニ云近似村ハ玄賓のしばらく住る所にて今猶其処を言伝へて玄賓谷といふ／次につたへたるハ国人の伝へたる歌にておのれいまだ出たる書を見ず山家集の別本に有といふ説を聞たれどおのがもてる本ニハなし其うへ西行の口つきにあらずおもほゆればしばらく爰に記すもし玄賓の歌にあらぬ事を知給ふ人あらば示し給へけづりすてん／山ノ井／浅くとも外にまた汲人ハあらし我に事たる山の井の水」⁵⁾と記されている。この記述から、「備中国巡覧大絵図」にある「山ノ井ノ歌」とは、『備中誌』が引用している「浅くとも外にまた汲人ハあらし我に事たる山の井の水」のこと、江戸時代末期には近似の「玄賓谷」は「山ノ井ノ歌」が詠まれた「名蹟」として知られていたことがわかる。

大正三年に刊行された『上房郡誌』の「玄賓僧都」の項の末に「沼田頼輔氏曰く、／高梁より河を渡り南に入ること十数町、川上郡近似村に玄賓溪と称する処あり、相伝ふ高僧玄賓の世の避けて棲遲せる所なりと。庵寺あり松林寺といふ。一尼之を監す、軒檐漸く頽れ、縫に膝を容るるに足る。堂に玄賓僧都の木像を安んず、甚だ古雅なり、只虫蝕鼠噬、賓公の片耳一指既に欠く。屋後に石泉あり、即ち玄賓が自ら鑿り、飲み且つ和歌を題せる処にして、所謂山の井の水と称するものはなり樹木既に伐り、泉も亦將に枯涸せんとす僧文（父カ）の古跡を重んせざる往々此の如し。（略）平城天皇も亦賓を高しとなし対に授くるに僧官を以てせんとす。賓逃れて此処に來り、潤飲草衣、篋師と為りて渡舟を操ること数年、弘仁帝其の操行を重んじ毎季白布

を賜ひ又所在の郡に勅して租税を免ぜしむ。弘仁九年寂す、年八十九、松林寺其の隠棲の庵なり。（元厚（亨カ）釈書、拙斎遺稿東国高僧伝）西山拙斎の詩歌あり、左に録す。／玄賓溪／（後略）」⁶⁾という記述がある。

この部分から、明治時代末期から大正時代初期頃の松林寺の状態がうかがえる。すなわち、大正時代初期頃の松林寺は古びて狭い庵寺で一人の尼さんが住していたこと、お堂に玄賓僧都の木像が安置されていたが虫や鼠にやられて木像の片耳と一指が既に欠けていたこと、玄賓が自らうがって水を飲み和歌を詠んだという山の井の水と称する泉もかれかけていること、まわりの樹木が伐採されていたこと、この文を記した沼田頼輔氏（一八六七～一九三四）がそのさびれた様子を嘆いていること、などである。やがて大正時代の末になって松林寺は復興されたとみられ、大正十四年八月建立と記されている松林寺の入口の「玄賓旧跡地」と刻まれた石碑は、復興の記念として建てられたものと推定される。

この文章で特に興味深いのは、玄賓がこの地に来て船頭として数年間渡舟を操ったという後半部分の記述である。これは、玄賓が渡し守をしたという有名な説話（『古事談』や『発心集』等に所収）がこの地で取り込まれて成立した伝説だと推定される。また、『上房郡誌』のこの文章の続きに、「西山拙斎の詩歌あり、左に録す」として、備中国浅口郡鴨方村に生まれた江戸中期の儒学者西山拙斎（一七三五～一七九八）の詩歌が数編引用してある。「玄賓溪」と題する漢詩、「山の井の水」や「山田の僧都」を詠み込んだ和歌、「渡口一昔玄賓所棹舟処也一」と題する漢詩などである。このことから、西山拙斎も、玄賓がこの地に来て高梁川で船頭として数年間渡舟を操ったと認識していたことがうかがえ、玄賓高梁川渡し守伝説は、少なくとも今から二百年以上前には成立していたことがわかり注目される。

次に、土地で採集した事例を示す。

〈事例 1〉 「玄賓と松林寺開山」

いつの時代かね、玄賓僧都のそういう形があつて、そしてあの、庵があると。そういう話を、今ここに、深耕寺の、さつき申し上げました、開山になってから、その方のお弟子さん、二世さんですね。深耕寺の第二世さんですけれど。その二世さんがですね、

「そういういわれのある庵なら、ひとつお寺として、これからも先々を、曹洞宗として、深耕寺の末寺として、それを盛り立てていけばいいじゃなかろうか」ということで、地域の人に話し掛けて、

「あなたたちがしっかり頑張ってもらいたい」というようなことで、結局その頃から深耕寺の末寺になったんですよ。

ですから、まあ、あそこの松林寺という正式な名前が付き、そしてこれ曹洞宗という形の中で、出てくるのは、今

から六百年足らず前ですね。深耕寺の第二世、二代さんですね。二代さんの、まあ功績なわけですからね。⁷⁾

〈事例1〉は松林寺開山の由来についての語りである。この地に玄賓が庵を結んで滞在したという伝承があり、深耕寺第二世密山章嚴（延徳二年寂）^{みっせんしょうごん}が延徳二年（一四九〇）に松林寺を開創したという。松林寺は深耕寺の末寺であるが、檀家は一軒もないそうである。

〈事例2〉「玄賓谷」

あそこはね、まあ結局、近似なんですよ。近似なんですけれど、特に、あそこには、玄賓さんがおられた所というイメージが非常に強いですからね。ですから、あの、「玄賓」^{あんべん}いうたら、あそこの庵寺のことじゃって頭がみんなあるんです。ですから、

「近似の、何の何丁目じゃ」ことの、あるいは「何という地点じゃったか」言うよりも、

「玄賓のとこじゃがな」言うたら、「ああそうか」って。みんなそれよくわかるさあな。へえからもう、一般的には「玄賓」「玄賓」ですわね。

玄賓谷いうのは恐らくね、あれは、バスの停留所の名前のようなね。だからあそこはね、「玄賓」という本当の地名じゃないと思う。市の方のなんには、番地としては玄賓谷というのないと思う。「玄賓」「玄賓」言うてます。

だからね、この頃ではもう、「松林寺いうたらどこなら」言うて、「玄賓じや」言うたら、「おうそうか」言うて。⁸⁾

〈事例2〉は松林寺のことを土地では「玄賓」と呼称しているという語りである。先に引用した『備中誌』に「玄賓谷」という呼称が紹介されていることから、「玄賓谷」と呼ばれた時期があったようであるが、現在では「玄賓」と呼ばれているという。筆者も、周辺で調査中、高梁市落合町近似の「松林寺」と言ってもよくわからないといわれた際、「落合町近似の玄賓」と言い換えるとすぐ理解してもらったことが何度かある。また、松林寺の近くに「玄賓谷」というバス停があるが、周辺で聞いてみても「玄賓谷」という呼称はあまり知られていなかった。

〈事例3〉「玄賓土仏（伝玄賓自作）」

あそこに、戦前ですけれどね、前から、あそこに、こういう石がね、ちっちゃい石、ちょっと変わった石なんですけれどね。それでその、仏様を、仏像を簡単に彫ったような、ものがね、あの周りにずうっと出てくるんですよ。それがね、玄賓僧都が、その、石像を、仏像的な石像を、ちっちゃいのを彫ってはね、あっちこっちこう、埋めていって、万人の、安樂修行の、幸福幸せを願いながら、彫っていかれたものんだと、いうような、話が残っています。だんだんそういう、石が出てきてるんですね。それは高梁の、考古館か美術館かにも、何個かあるはずなんですね。そういうような方であり、長らくそこで、玄賓、がですね、庵寺で、そういう生活をしながら、一般大衆の、民にささげた。⁹⁾

〈事例3〉は、松林寺周辺地で出土する小さい石仏は、玄賓が万人の幸福を願いながら彫ってあちこちに埋めたものだと伝えられているという語りである。〈事例3〉では小さな石仏と語られているが、高梁市では通常「玄賓土仏」と称されている。近似地区で調査中、子どもの頃三センチくらいの土仏を拾ったという昭和十八年生まれの男性に会った。『高梁市史』はこの「玄賓土仏」について「この土仏は、僧都隠棲の地、草庵のあった玄賓谷と称するこの辺りから出土していたもので、八〇年ばかり前から土地の人々が争って発掘し、祭祀仏として所有している。伝説によると、後世僧都の遺徳を偲び、草庵に十三仏の土仏をつくり供養したとか、または玄賓僧都が近似在庵当時、付近一帯に疫病が流行し、その退散祈祷のため造仏したともいわれている。（略）作製年代は四〇〇年ないし五〇〇年前頃と推定される」¹⁰⁾と述べている。現在では、この土仏は四、五百年前に、十三仏信仰が流行した頃に造られたものと推定されているようである。

〈事例4〉「玄賓僧都木像（伝玄賓自作）」

まあ、これも伝承でしょうけれどね。あれは、玄賓僧都が、池の水に、天水の水にね、自分の姿を映しながら、自画像を刻まれたんだと。そして、この像は、玄賓さん自作の像であるという伝えが、残っているんです。¹¹⁾

〈事例4〉は、松林寺に所蔵されている玄賓僧都木像は、玄賓が池の水に自身の姿を写しながら刻んだ自作の像と伝えられているという語りである。この木像は、先に引用した『上房郡誌』で沼田頼輔氏が、お堂に玄賓僧都の木像が安置されていたが虫や鼠にやられて木像の片耳と一指が既に欠けていた（「堂に玄賓僧都の木像を安んず、甚だ古雅なり、只虫蝕鼠噬、賓公の片耳一指既に欠く。」）と報告したものである。『高梁市史』はこの木像について、「松林寺に祀る玄賓僧都の彫像は檜材の座像で、全面布貼で胡粉を施して彩色してある。頭部と両手首は差しこみとなり、指先が一部欠落、右袖と膝前のわずかの部分が剥落して布貼が見えている。像高七五センチメートル、面長二一センチメートル、肩張三六センチメートル、膝張五六センチメートル、眼は玉眼をはめ込み、唇は暗赤色をほどこしていると思われる。襟は白色二重、衣は黒色、袈裟は褐色で、手に印を結び、椅子の上に結跏趺坐している。」¹²⁾と記している。現在も同様な状態で、松林寺に所蔵されている。

〈事例5〉「玄賓の湯」

この近似へ、来られたのが、実際いつ頃なんか、ちょっとはつきりわかりませんが、あそこに庵をつくってね、そうして、なにかそこの、出てくる水を見てね、

「普通の水とは違うようだな」ということですから。その水を、色々なめて、こう、飲んでみられて、あるいは、そのにおいを、いうものをやってみると、どうもこれは普通の水とは違って、色んな、成分を含んだ、いわゆる、温泉

の素の水だと、いうようなことを考えたんでしょう。そこで、その水をですね、とって、風呂場を作られた。そして、その地域の人たちに、健康のために、あるいは身体が弱っている、人たちに、「ここへ来て、ここへつかれ」と、いうようなことを、言われた。¹³⁾

〈事例6〉「玄賓の湯について」

本堂兼庫裏になってるんですあそこはね。それで、一番こちらから、上がって行く、正面からでなしに横から、車が上がって行くところがある。上がりがけの所にね、だいたいこう、昔から、小さい、池があつたんです。その池の、そばにね、池の、端っこに、浴室が、要するに風呂場が建ててあったんです。それが「玄賓の湯」っていう。だから、冷泉ですね。今から、本堂の正面に入って行く、左側ですから。要するに本堂に並んだ所ですね、入りがけの。池ゆうのは、そのお風呂場の、そばにね、池を造って、その、温泉の湯につかりながら、池の蓮を眺めるとかね、そういうような、形だった。それは私子どもの時から知っていますからね。今はどうしてるかなあ。（中略）

昔言いましてもね、戦後も、かなり。最近ね、あっちこっち、いわゆる温泉ていうのがあちこちできただじゃない。ほとんどそういう所へみな行きますけれどね。当時はね、もうこの田舎ではみな、車のまだない時代ですからね。みんな身体の調子が悪いとか脚が痛うなったというたらね、玄賓の湯へ行って、自分たちで、風呂をわかして。ただで、もちろん。お入んなさいということで。ずいぶんと利用者があったんです。

「よう効きますよ」言うてから。年寄りはね、ちょこちょこ行ってからね、

「脚が痛うなった、すね（脛）が痛いんじゃ」とか、「腰が痛い」いうたらあそこへ行って。

（わき水はまだ）出てると思う。まあ今水道が全部通ってますからね、ほとんど。もう、必要ないでしょう。

ただね、洗濯物なんかは特殊な色が付きますから。そういうこともあつたりして、飲むことちょっと、どうかという感じがします。やっぱり、白いものを洗うわけにもいかないし。ただ、いわゆる温泉の成分を、持った水ということ。¹⁴⁾

〈事例5〉は玄賓が松林寺のある地に草庵を結び、そこにわく健康に良い水を利用して風呂場を作り地域の人たちに入らせたという語りである。このわき水は、江戸時代末期から知られていた「山の井の水」のことのようで、戦後しばらくまで、この「玄賓の湯」に入るため人々がやってきていたということであった。〈事例6〉は大正十五年生まれの話者が子どもの頃（昭和初期頃）には、身体の調子が悪い人たちが玄賓の湯へ行って、自分たちで風呂をわかして無料で入浴していたという実見談である。温泉の成分を持った水であるが、茶色の水なので、タオルをつけると茶色になり、洗濯物や飲み水には適さない感じがする

ということであった。この玄賓の湯について、先に引用した『上房郡誌』で沼田頼輔氏は、建物の後ろに玄賓が自らうがって水を飲み和歌を詠んだという山の井の水と称する泉があるが、まわりの樹木は伐採され、泉の水もかれかけている（「屋後に石泉あり、即ち玄賓が自ら鑿り、飲み且つ和歌を題せる処にして、所謂山の井の水と称するものはなり樹木既に伐り、泉も亦將に枯涸せんとす」）と報告している。大正十五年に松林寺から刊行された宮田正悦氏『偉僧玄賓僧都』の「玄賓の靈泉」の項には「僧都の歌に、『浅くともよもやまた汲む人もあるじ、我れにことたる山之井の水』この井戸は僧都が水の行をせられるために掘られたものであるといふ、独りの用水には十分である、古来之れを玄賓の靈泉といふ、この靈泉の水をいたゞくと病気が治るとして、近隣或は五里も十里も遠方から水をいたゞきに来る者もある。實際治るといふから不思議である」¹⁵⁾と記されている。大正十五年生まれの〈事例6〉の話者より前の世代の人たちは、この水を靈泉の水として飲んでいたことがわかり、興味深い。宮田正悦氏によると、これらの他に近似の玄賓谷における玄賓の伝説として、「御自作地蔵尊台（地蔵菩薩木像。伝玄賓自作）」、「玄賓行の岩（玄賓が行をした大岩で靈泉の側にあったが現在なし）」、「灯明の松（玄賓ゆかりの松で現在なし）」などがあったという¹⁶⁾。

備中国における玄賓の伝説を考える際、近似の玄賓谷の伝説群は、湯川寺周辺の伝説群とともに、重要な問題を多く含んでいるといえよう。

II 吉備中央町の袈裟掛岩と僧都川

岡山県加賀郡吉備中央町上竹には玄賓僧都に関する二つの地名由来伝説が伝えられている。一つは地名「袈裟掛」、もう一つは地名「僧都」である。

まず、地名「袈裟掛」について検討してみることにする。（なお、袈裟掛の表記には「袈裟掛」と「袈裟懸」の二つがあるが、土地では通常「袈裟掛」を使うので、本稿でも原則として「袈裟掛」という表記を使うこととした）。

大正四年に刊行された『上竹荘村誌』第二十章古蹟の「三、袈裟懸」の項には「延暦中高僧玄賓此ノ地ニ來リ袈裟ト（ヲカ）脱ギテ大石ニカケ暫シ旅勞ヲ慰ス即チ名ノ残ル所以也其石、堂ノ側ニ今尚存セリ石面ニ条痕アリ。」¹⁷⁾と記されている。つまり、この「袈裟懸」の項では、延暦年中に高僧玄賓が此の地に来て袈裟を脱いで大石に掛け少しの間休んで旅の疲れをなぐさめたことから袈裟懸（掛）の地名が残ったことと、堂の側に今もその大石が残っておりその表面にすじがあることを述べているわけである。現在も吉備中央町上竹に袈裟掛という小字があり¹⁸⁾、その地区には袈裟掛岩と称される大石が残っている。次に土地で採集した事例を示す。

〈事例7〉 「玄賓僧都の袈裟掛岩」

これは玄賓僧都さんが、あっこらへんを通過したんかよそから来ちゃったんかようわからんのですが、休んだ休み石かなんかがあるとこで、お坊さんですから袈裟持つとったんでしうそれは。そこらへ置いて休んだとか、どうとか、ゆうようなことで、袈裟掛の岩かなんかあるんでしう。私は見たことないんです。¹⁹⁾

〈事例7〉は上竹で採集した話で、玄賓僧都が袈裟をかけて休んだ石があると聞いているが、その石を自分は見たことがないという語りである（この話者は袈裟掛地区より少し離れた地区に居住）。袈裟掛岩の話は上竹地区ではよく知られており、〈事例7〉の話者のようにその石を見たことがない人でもだいたい語ってくれる。

〈事例8〉 「玄賓の袈裟掛岩と足跡石」

その方が、ずっとこう通られた時に、ここで休まれたと。せでそのまああの、袈裟をかけてそこで休まれたいうしりで、その岩があるんですね。それで、この辺が、その流れを受けて、袈裟掛け。玄賓。玄賓さん。せえで、私が子どもの時分じゃったかなあ、昔、山伏みたもんがようおりました。へで、

「何で袈裟掛けいう、ここは言うんですよ」言うたら、「そりやこういうあの、昔の、弘法大師じゃないけれど、それぞれのそりや、玄賓いうのが、ここで休まれて、袈裟掛けられた岩があるんじや」と。

「ほんならその岩見せてください」言うて、そこでこうお経あげて拝みようりましたら、「ああわかりましたわかりました。こけえ掛けられたんです」いうその型が、袈裟掛け。袈裟掛けた型があって言よんんですけど、「ああこれです、これがそうです」言うて。

へえから、ちょうどここから、七、八百メートルほど、高梁へ出る昔の旧道の、道のほとりにねえ、このぐらいな岩がありまして、その坊さんが通ったあの、足跡じやうてちょうど二つほどこう足跡が、この型があった岩があつたんです。その岩あ今みえんんですけどなあ。私は子ども時分に「ああこの石じや。そういうやあ、ちょうどこの、足型の跡が二つこうある」。型がち（付）いとって、このぐらいの深さ（五センチくらい）のね、穴があいとったんです。ああこの岩じやなあいうてから、見たことあるんですけど、はい。²⁰⁾

〈事例8〉は上竹の小字袈裟掛で採集した話で、玄賓が袈裟をかけて休んだという岩があることと、袈裟掛岩から少し離れた所に玄賓の足跡石があったということを語っている。大正十五年生まれの〈事例8〉の話者が十歳ぐらいの頃（昭和初期頃か）、話者の家に山伏が泊まったことがあり、その山伏と十歳ぐらいだった話者が袈裟掛岩をめぐって会話をしたといい、その時の記憶が強く残っているようであった。その山伏が、玄賓が袈裟を掛けた跡がこれのようだと岩を示しながら述べたようである。先に引用し

た『上竹庄村誌』「袈裟懸」の項に「石面ニ条痕アリ」と記されているが、この記述も、玄賓が袈裟を掛けた跡（条痕、すじめ）が残っているようだという意味で記されたものとみられる。現在の袈裟掛岩の表面にも、刻まれたような線が残っているので、そのことだと思われる。

〈事例8〉の後半には玄賓僧都の足跡石があったことが語られている。〈事例8〉の話者によると、袈裟掛岩から西南方向に七、八百メートルほど離れた、高梁へ出る昔の旧道（三尺（約九十センチ）ぐらいの道幅だったという）の道のほとりに、幅一メートル、高さ五十センチぐらいの普通の岩（石灰岩ではなかったという）があり、その岩に深さ五センチぐらいの足跡のような穴が二つあいていたそうである²¹⁾。

足跡石は、神、英雄、貴人などの足跡がついてくほんでいるという石の伝説で全国に多数分布しているが²²⁾、玄賓僧都の足跡石の伝説は珍しく、興味深いものがある。〈事例8〉の話者は子どもの頃その足跡石を見たということであったが、残念なことに、現在はなくなっているのではないかということであった。

次に、地名「僧都」について検討してみることにする。大正四年刊『上竹庄村誌』第二十章古蹟の「四十三、僧都」の項に「田中ニアリ、玄賓僧都ノ一時留マリ給ヒシ地ニテ字ヲ僧都トイヒ飲用川アリ、僧都川トイフ蓋シ近辺稀ニ見ル清淨水ナリ、抑モ玄賓ハ天平元年備中上房郡上水田村小殿ニ生ルトイフ後、奈良興福寺ノ僧ニツキ業ヲ受ケ其蘊奥ヲ極ム遂ニ僧都トナル、（略）三輪山ノ麓ニ小庵ヲ結ヒテ住メリ、（略）諸国ヲ行脚シテ終ニ伯州、西伯郡法勝寺ニ止ル（略）阿哲郡草間村法皇山湯川寺ニ遁ル、（略）後川上郡近似村ニ草庵ヲ結ビテ閑居セシガ其時竹莊ニ遊ハレ此地ニ暫シ留マラセ給ヘルナリ、弘仁九年九月寂年八十九」²³⁾と記されている。

つまり、この「僧都」の項では、田中という所にあり、玄賓僧都が一時留まられた地で字名を僧都といい、清浄な水の出る僧都川があると述べ、そもそも玄賓は備中上房郡上水田村小殿の生まれといい、興福寺の僧について学んで僧都となり、三輪山の麓に小庵を結んで住んだり、諸国行脚して伯耆国西伯郡法勝寺に滞在したり、阿哲郡草間村法皇山湯川寺に遁世したりし、川上郡近似村に草庵を結んで閑居した時にこの竹莊の地にしばらく留まられたが、弘仁九年九月に亡くなつたと述べていることがわかる。

次に、土地で採集した事例を示す。

〈事例9〉 「僧都の地名由来」

僧都ゆうのは、僧都ゆうお坊さんかなんかおったんじやないか。玄賓僧都。一時ちょっとおったことがあるというように聞いとんです。いつ頃の時代か知らないんですけど。で、まあ、有名な、高名な方ゆうんですか。と言われてたという話です。大昔の話ですからわかりませんが、全部まあ伝え聞いたんが、私らまで。今の若いもんなんか

ほとんど、知つてゐるもん少のうなつてゐんじやないか思うんですけどね。（僧都のことは子どもの頃から）聞いります。偉いお坊さんが来て、ちょっと生活したとか、皆さんに、昔のことですから、薬草かなんかようわからんすが医療的な、施術ゆんですか、教えてたとかゆうようなことはまあ。偉い坊さんで、ここらにはもったいないお坊さんがおったそうなゆうぐらいいな話で。²⁴⁾

〈事例9〉は僧都という地名は玄賓僧都がこの地に一時滞在していたことからついたもので、薬草などの医療的な知識を教えてくれたらしいという話を聞いたという語りである。

〈事例10〉「僧都川」

（僧都川と言っていたか）それは小さい時から言つてましたね。ここらへんの数戸は、何軒ぐらゐになりますかな、まあ私は一部、三軒か四戸ぐらゐ、飲料水に使つてました。専用ではあっこに今一軒ありますけど。あっこへわいとるんですね地下水が裏の山かどつかの地下水があっこへわき出るわけです。

上の堀が、二つ水がたまつるとこが小さいんですけどある。真ん中が通路みたいになつてまして、その通路のような下はもう、水が石の間をすべて、北の小さい分から下に、こっちから行きましたら右ゆんですか南の方の。その北の方が源泉のようです。南はためとるとこで、以前私らが使わせてもらつたのは、大きい方で洗い物をする。野菜などを洗うたり、食べ物をまあ主に洗つてた。へえから、北側の小さい分は、別の、ひしゃくいうんですかね、ひしゃくで、水をそこのくんで飲んだり、桶へ入れてくんで帰つたり、というような使い方でした。²⁵⁾

〈事例10〉は僧都川または僧都と称されているわき水についての語りである。この僧都川の周辺地に僧都という字地がある²⁶⁾。土地では、玄賓僧都がこの僧都という字地に草庵を結んで一時滞在された時にここの水を飲まれたので僧都川といふと伝えられているそうである。水道を使うようになる前は、僧都川周辺の数軒が共同で水を使つていたそうで、泥をすくうなどして常にきれいに掃除していたという。僧都川は北側の小さいたまりと南側の大kitいたまりがあり、源泉の北の小さいたまりは飲用に使い、その水をためた南のたまりでは野菜などを洗つたりトマトやスイカを冷やして食べたりしていたそうである。現在、北の小さいたまりにはポンプが設置されている。

〈事例11〉「近似から來た玄賓」

あのねえ、あのう、僕らが話に聞いた時分に、これは高梁から聞いたんですけど、こっから、高梁の玄賓莊いうところがって、そこでなんか四、五年滞在されとつたんじゃないかというて、お寺を建つてそこへおられたいるのは聞いたことがある。ここから、あそこへ行ってな、へで、ちょうど、高梁の方谷橋いう橋から、なんば、七、八百メートル、五百。（高梁）中学校がありますが、あのちょうど

上のところへんぐらいに、お寺があります。玄賓莊言うて昔は。落合です。へえから東からこっち東から、東の方からこっち来られたということを聞いります。袈裟掛岩、^{けさかけいわ}、袈裟掛岩いうて。²⁷⁾

〈事例11〉は高梁市落合町近似の玄賓莊に玄賓が四、五年滞在していた頃、そこから袈裟掛岩のあるこの地に来られたということを聞いたという語りである。先にみた『上竹莊村誌』「僧都」の項に「川上郡近似村ニ草庵ヲ結ビテ閑居セシガ其時竹莊ニ遊ハレ此地ニ暫シ留マラセ給ヘルナリ」と記されていたが、その記述と〈事例11〉の語りの内容が共通していることがわかる。

〈事例11〉の話者は高梁市落合町近似にある寺を上竹の人たちは一般的に玄賓莊と呼ぶと語ってくれた。川上郡近似村（高梁市落合町近似）に玄賓が草庵を結んだ所に松林寺が建てられたと伝えられているわけであるが、本稿前節〈事例2〉でみたように、松林寺のことを周辺地では「玄賓」と呼称している。「玄賓莊」という呼称について落合町近似地区の古老に聞いたところ、かつて松林寺の近くで「玄賓莊」という宴会場が経営されていたことがあったそうで、その宴会場の名称の影響によるものらしいことがわかつてき。吉備中央町上竹で大正十五年に生まれた〈事例11〉の話者も、上竹で昭和十一年に生まれた〈事例9〉の話者も、松林寺のことを「玄賓莊」と呼び松林寺の名を知らなかつたことから、高梁市の近隣地では松林寺のことを「玄賓莊」と呼んでいたことがあつたらしいことがうかがえ、文化史的にも興味深い。

III 玄賓僧都伝承の広がり

備中國の玄賓僧都伝承は、寺院開基伝承や滞在地伝説のほかに、文物に関係するものにまで広がっていることがうかがえる。

岡山県高梁市巨瀬町家親七二九九番地にある福滝山山王院千柱寺は、寺伝によれば、推古天皇の御代（五九二～六二八在位）に聖徳太子が開基した後、弘仁年間（八一〇～八二四）に空海が中興し、火災後の元亀年間（一五七〇～一五七三）に山頂から現在地に移転したという。真言宗御室派に属し、本尊は觀音大士である。玄賓とのかかわりは、後代に寄付されたという伝玄賓自筆の大般若經九十三巻があるという点である。玄賓と直接的な関係はないが、間接的にはかかわりがあるため、本稿で取り上げた。

この伝玄賓自筆の大般若經に関しては、大正二年に刊行された『上房郡誌』に記述があるので、引用しておく。

○『上房郡誌』「千柱寺」の項

什宝／大般若經九十三卷／当山縁起書に弘仁の頃、玄賓僧都巡錫の際、該經全部六百巻書写し備中皆部の地頭藤原知定の家に永く傳はり、后當山に寄付せり、而るに文録（禄カ）年中の火災に罹り、六百軸の内僅かに九十三巻焼

残れりと云ふ。然して其経を見るに玄賓僧都の写名は見えずして、経の奥書に建保五年三月二日書写畢ぬ願主皆部地主藤原朝臣知定結縁者備中国同庄内湯川寺慶順、或は単に知定謹写等混交せり、尤も該経破損の箇所修覆模様より見れば右両人は破損修覆の補写ならんかと思はる、兎に角当寺には口碑と縁起書とに依り宝物として保存せり。²⁸⁾

この『上房郡誌』の記述によれば、弘仁の頃玄賓が大般若經全六百卷を書写したものが備中皆部の地頭藤原知定の家に永く伝わっていたが、後に千柱寺に寄付された。しかし、文禄年中の火災によって六百卷の大半が焼け、焼け残った九十三巻が今に伝わっているということである。

興味深いのは、この文章を記した人物が焼け残った大般若写経九十三巻を調べたところ、玄賓の名は見えず、経の奥書に「建保五年三月二日書写畢ぬ願主皆部地主藤原朝臣知定結縁者備中国同庄内湯川寺慶順」、「知定謹写」等と記してあったという部分である。この奥書から、皆部地主藤原朝臣知定を願主とし、備中国同庄内（皆部庄内か）湯川寺慶順を結縁者とした大般若經の書写作業（または修復補写作業）が建保五年（一二一七）三月二日に終わったらしいことがわかる。また、「知定謹写」という記述から、知定も書写作業（作業量は不明）に加わったらしいことがうかがえる。現物を閲覧していないため、この奥書が書写作業時のものか、修復補写作業時のものかは不明であるが、奥書の記し方からみれば書写作業時のものである可能性が高いように思われる。奥書が書写作業時のものであった場合でも、玄賓が確実に隠遁した「湯川寺」の慶順という人物が結縁者となっていることから、建保五年の大般若經書写作業は、湯川寺の玄賓伝承と何らかの関係があったものと推定される。

さらに興味深いのが、「皆部」の地主の家に永く伝玄賓自筆大般若經が伝えられていたという伝承である。「皆部郷・皆部庄」は真庭市（旧北房町）上皆部・下皆部付近一帯に比定されている²⁹⁾。皆部は玄賓生誕地伝説のある旧北房町上水田小殿の近所であり、皆部に住む有力者の家に永く伝玄賓自筆大般若經が伝えられていたという伝承があっても全く不自然ではない。旧北房町上水田小殿周辺の玄賓僧都伝説の広がりの一端を示す事例として注目される。

伝玄賓自筆の大般若經九十三巻があるという点での関わりがある程度であるため、予想していた通りであったが、千柱寺周辺では玄賓にまつわる伝説を聞くことができなかつた。

岡山県真庭市（旧北房町）^{みやじ}宮地四八三番地にある光明山遍照寺は、寺伝によれば、推古天皇の御代（五九二～六二八在位）に聖徳太子が開基した後、弘仁年間（八一〇～八二四）に空海が再興したという。建久九年（一一九八）に源賴朝の命により梶原景時が堂宇を建立したというが、その後、幾度も火災にあっては再建されたという。真言宗御室派に属し、本尊は千手觀音である。玄賓とのかかわりは、伝

玄賓作の「聖徳太子幼稚像立像」があるという点である³⁰⁾。玄賓開基伝説のある寺院ではないが、間接的にはかかわりがあるため、本稿で取り上げた。

江戸時代末期の嘉永七年（一八五四）に版行された「備中国巡覧大絵図」には、「水田」の所に「光明山遍照寺／鎌倉右大将建立／梶原景時奉行」と記してあり、絵図の右上に枠で囲んである「古刹」の項（三十ヶ寺の名がある）にも「遍照寺 同（英賀郡）水田」とある³¹⁾。このことから、江戸時代末期には遍照寺は湯川寺や四王寺とともに数少ない「古刹」の一つと認識されていたことがわかる。

『北房町史 通史編上』には「「遍照寺縁起」によると玄賓が備中に隠棲していたころ、空海は英賀郡西方村の定光寺、同郡草間土橋の湯川寺に玄賓を尋ねた。英賀郡水田（現北房町水田）の遍照寺で空海は本尊千手觀音立像と不動明王座像を彫り、玄賓は聖徳太子立像を彫るという親密の間であったという。」³²⁾と記されている。遍照寺周辺の玄賓にまつわる伝説としては、「玄賓と聖徳太子立像」（玄賓が像を彫った）、「玄賓と京見が谷」（玄賓が新田付近の谷を通った時、遊ぶ子の頭を支えて「京が見えたか」と高く上げたことにより京見が谷という地名となった）などがある³³⁾。

遍照寺に空海と玄賓の交流伝説が生じたのは、遍照寺に空海再興伝説があることに加え、「英賀郡水田（旧北房町宮地）」という遍照寺の位置が、玄賓が隠遁した湯川寺と距離的に近いという点が関係しているものと考えられる。さらに、遍照寺は、玄賓生誕地伝説のある旧北房町上水田小殿や、玄賓の母が臍帶を寺に納めたという高梁市（旧上房郡）有漢町の臍帶寺や、地主の家に永く伝玄賓自筆大般若經が伝えられていたという伝承のある旧北房町皆部の近所にある。遍照寺にまつわる玄賓の伝承は、旧北房町上水田小殿周辺を中心とする玄賓生誕地伝承圏に属するとみてよいようと思われる。

IV 「哲多郡」の意味するもの

玄賓が備中国湯川寺に隠遁したことはよく知られている。湯川寺は備中国のどこにあったのであろうか。

平安時代以降、湯川寺の所在地は一般的に「哲多郡」と考えられていたようである。煩雑になるが、根拠となる文献を引用すると次のようになる（傍線・波線を付加した）。

A 『類聚国史』（八九二年成立）弘仁七年の条……「弘仁七年八月癸丑。勅。玄賓法師。住備中國哲多郡。苦行日久。利益可称。宜法師存生之時間。彼郡庸者停米進鉄。以省民費。」（『新訂増補國史大系』）。

『類聚国史』の記述からは弘仁七年（八一六）に玄賓が「備中國哲多郡」に住んでいたことがわかる。しかも、玄賓が生存している間、哲多郡の税金を軽減するようにとの勅許が出されていることから、哲多郡での玄賓の活躍の度

合いはかなり大きなものであったと推定される。しかし、寺名は不明である。

B 興福寺本『僧綱補任』（平安時代成立か）弘仁五年の大僧都玄賓の項……「遁去住備中國湯川山寺」（『大日本佛教全書一二三』）。

興福寺本『僧綱補任』の記述から弘仁五年（八一四）に玄賓が大僧都職を辞して「備中國湯川山寺」に隠遁したことがわかる。しかし、この記述からは、湯川寺が備中國の何郡にあったのかは不明である。

C 興福寺本『僧綱補任卷一裏書』（裏書記入時期不明）
……「玄賓辭退兩職。去本寺。籠居備中國哲多郡湯川山寺。」（『大日本佛教全書一二三』）。³⁴⁾

興福寺本『僧綱補任卷一裏書』では「備中國哲多郡湯川山寺」とあり、裏書記入者が湯川寺は備中國哲多郡にあったと認識していたことがわかる。

D 『南都高僧伝』（十三世紀頃成立）玄賓の項……「（略）遁去。所在備中國湯川山寺。云々。弘仁五年甲午今年辭職籠居本寺備中國誓（哲）多山寺。」（『大日本佛教全書一〇一』）。

『南都高僧伝』は「備中國湯川山寺」「本寺備中國誓（哲）多山寺」と記していることから、湯川寺は備中國誓（哲）多郡にあったと認識していたらしいことがうかがえる。

E 『元亨釈書』（一三二二年成立）玄賓の項……「大同帝詔返輩下。聞僧官勅下潛遁去往備中州湯川寺。」（『大日本佛教全書一〇一』）。

『元亨釈書』では「備中州湯川寺」に隠遁したとしているが、この記述からは湯川寺が備中國の何郡にあったのかは不明である。

F 『本朝高僧伝』（一七〇二年成立）玄賓の項……「（略）遁去。往備中湯川寺。（略）又勅誓（哲）多郡。賓之在世免租貢鉄。」（『大日本佛教全書一〇二』）。

『本朝高僧伝』は「備中湯川寺」「勅誓（哲）多郡。賓之在世免租貢鉄。」と記していることから、湯川寺は備中國哲多郡にあったと認識していたらしいことがうかがえる。

つまり、文献にみえる備中國内の玄賓にかかる寺院名は「備中國湯川山寺」「備中國哲多郡湯川山寺」「備中國誓（哲）多山寺（湯川寺をさしているとみられる）」「備中州湯川寺」「備中湯川寺」で、文献上確認できる郡名と寺院名は「哲多郡」と「湯川寺」のみということになる。特に興福寺本『僧綱補任卷一裏書』に「備中國哲多郡湯川山寺」とあることから、備中國にある湯川寺は「哲多郡」にあったと考えられてきたことがわかる。

これらの記述を根拠として、これまで、玄賓は備中國哲多郡湯川寺に隠遁したと説明されてきた。例えば、『日本佛教史辞典』「玄賓」の項には「律師さらに大僧都に任命されたが、これを辞退して、備中國哲多郡の湯川寺に隠遁した」³⁵⁾と記され、『朝日日本歴史人物事典』「玄賓」の項には「大僧都に任じられたが辞職し、備中國哲多郡（岡

山県阿哲郡）の湯川山寺に移り住む」³⁶⁾と記されている。

ところが、実際には、備中國湯川寺は備中國「英賀郡」（近世以降「阿賀」と表記）にある。これは何を意味しているのであろうか。

これまでの筆者の調査では、岡山県内（旧国名は美作国・備前国・備中国）で玄賓の伝説がある地はすべて備中國の範囲内にあり、大きく「玄賓生誕地伝承圏」「玄賓隠遁地伝承圏」「玄賓終焉地伝承圏」の三つの伝承圏に分類することができた。古代の備中國は都宇・窪屋・賀夜・下道・浅口・小田・後月・哲多・英賀の九郡からなっていた³⁷⁾。備中國内における玄賓関係の三つの伝承圏と、関係寺社が所在する古代の郡名をまとめると、以下のようなになる。

a 玄賓生誕地伝承圏の関連寺社は躋帶寺・郡神社等で、英賀郡内に位置する。

b 玄賓隠遁地伝承圏の関連寺社は湯川寺・大椿寺・四王寺・定光寺・光林寺・柴倉神社・松林寺等で、哲多郡・賀夜郡・下道郡内に位置する。

c 玄賓終焉地伝承圏の関連寺社は大通寺・山野神社等で小田郡内に位置する。

やはり一番大きな問題は、湯川寺は哲多郡にあったのか英賀郡にあったのかという点であろう。備中國内では、古くから湯川寺は英賀郡にあったと認識してきた。古くからの伝承があることに加え、勝手に途中から伝承地を変更することは困難であることから、備中國湯川寺の位置は備中國「英賀郡」にあったとみて問題ないと判断しておきたい（もし途中から位置を変更した場合、必ず何らかの記録が残るはずである）。

しかし、先にみたように『類聚国史』弘仁七年の条に「弘仁七年八月癸丑。勅。玄賓法師。住備中國哲多郡。苦行日久。利益可称。宣法師存生之時間。彼郡庸者停米進鉄。以省民費。」とあることから、玄賓は弘仁七年（八一六）には確実に「備中國哲多郡」に住んでいたことがわかる。

問題となる「哲多郡」の意味であるが、『類聚国史』弘仁七年の条の記述は、玄賓は備中國湯川寺（「英賀郡」にあった）のほかに「哲多郡」でも寺院を建立していたことを意味していると推定しておきたい（筆者の調査では、哲多郡には玄賓開基伝承を持つ大椿寺と四王寺という二寺院が存在している）。

結語

以上で備中國における玄賓僧都伝説の諸相および哲多郡の意味についての筆者なりの考察を終ることとしたい。

岡山県高梁市落合町近似には玄賓が草庵を結んで滞在したという伝承があり、その地には松林寺という寺院が建立されている。土地では「玄賓と松林寺開山」「玄賓谷」「玄

賓土仏」「玄賓僧都木像」「玄賓の湯」などの伝説を採集することができた。

岡山県加賀郡吉備中央町上竹には地名「袈裟掛」と「袈裟掛岩」「足跡石」の伝説や、地名「僧都」と「僧都川」の伝説が伝えられている。

その他、備中国の玄賓僧都伝承は、寺院開基伝承や滞在地伝説のほかに、文物に関係するものにまで広がっていることがうかがえた。

玄賓は備中国湯川寺に隠遁したことが知られているが、実際には、備中国湯川寺は備中国「英賀郡」(近世以降「阿賀」と表記)にある。『類聚国史』によると、弘仁七年に嵯峨天皇は玄賓が住んでいる「備中国哲多郡」の庸は米を免除して鉄を代わりとし、民費を軽減させるようにとの勅許を出している。つまり弘仁七年時点には玄賓は哲多郡に住んでいたことになるが、文献で確認できる備中国にある寺は湯川寺だけであるから、単純に湯川寺は「哲多郡」にあったと考えられてきた。ところが、湯川寺は実際には英賀郡にあり、では「哲多郡」の寺はどこかということになる。その「哲多郡」の寺であった可能性を持つのが大椿寺・四王寺ということになり、注目される。古い文献に記載が無い以上、可能性を指摘するしかないが、旧哲多郡にある大椿寺・四王寺をめぐる伝承の存在は、極めて重大な意味を持つ可能性を含んでおり、さらなる研究の深化が期待される。

注・文献

[本稿における諸資料よりの引用文中、旧漢字・異体字は原則として通行の字体に改めた。]

- 1) 例えば、興福寺本『僧綱補任』弘仁五年の項に、大僧都の玄賓が「遁去住備中国湯川山寺」(『大日本佛教全書一二三』)とある。
- 2) 原田信之「備中国湯川寺における玄賓伝説」(「新見女子短期大学紀要 第一七巻」一九九六・12)・「備中国における玄賓終焉地伝説」(「論究日本文学 第七九号」二〇〇三・12)・「備中国における玄賓生誕地伝説」(「立命館文学 第五八三号」二〇〇四・3)・「湯川寺縁起と玄賓僧都伝説」(『唱導文学研究 第四集』三弥井書店、二〇〇四・10)・「岡山県新見市の玄賓僧都伝説」(「新見公立短期大学紀要 第二七巻」二〇〇七・12)・「岡山県高梁市中井町の玄賓僧都伝説」(「岡山民俗 第二二八・二二九号」二〇〇九・3)、参照。
- 3) 『曹洞宗岡山県寺院歴住世代名鑑』(曹洞宗岡山県宗務所・一九九八)、「松林寺」・「深耕寺」の項。
- 4) 新見市御殿町センター蔵「備中国巡覧大絵図」によった。
- 5) 『備中誌』(日本文教出版株式会社・一九七二復刻発行)、一一七七頁、一一八〇~一一八一頁。

- 6) 『上房郡誌』(名著出版・一九七二／私立上房郡教育会・一九一三の複製)、一一九六頁。
- 7) 8) 9) 話者は岡山県高梁市落合町原田の若林正憲さん(大正十五年生まれ)。平成十四年(二〇〇二)七月二十六日・原田調査、採集稿。若林正憲さんは深耕寺三十三世住職。
- 10) 『高梁市史』(高梁市・一九七九)、一一二四頁。
- 11) 話者・調査日は注7と同じ。
- 12) 注10の『高梁市史』、一一一四頁。
- 13) 14) 話者・調査日は注7と同じ。
- 15) 16) 宮田正悦氏『偉僧玄賓僧都』(松林寺・一九二六)。
- 17) 『上竹庄村誌』(仁熊助右衛門・一九一五、上竹庄村誌復刻編集委員会・二〇〇一)、一四四頁。なお、『上竹庄村誌』所収「上竹庄村図」には「袈裟掛」と記されている。
- 18) 仁熊八郎氏『賀陽町の地名と歴史』(私家版・一九九一)の「付 賀陽町の歴史的地名」の「上竹」項に「ケサカケ(三〇九〇)」とある。また、草地恒太氏『吉備中央町の地名小字集』(私家版・二〇一四)に「袈裟掛・ケサカケ：2097・3090・(略)・3817」(二一四頁)とある。
- 19) 話者は岡山県加賀郡吉備中央町上竹の男性(昭和十一年生まれ)。平成二十九年(二〇一七)十一月二十三日・原田調査、採集稿。
- 20) 話者は岡山県加賀郡吉備中央町上竹の男性(大正十五年生まれ)。平成二十九年(二〇一七)六月十八日・原田調査、採集稿。
- 21) 『岡山「へその町」の民話—岡山県吉備中央町の採訪記録』(吉備中央町教育委員会・吉備人出版・二〇一七)、一〇〇~一〇二頁に玄賓僧都関係の伝説(袈裟掛岩、足形跡)が数話所収されている。
- 22) 『〔縮刷版〕日本昔話事典』(弘文堂・一九九四)、「足跡石」の項。
- 23) 注17の『上竹庄村誌』、一五五~一五七頁。
- 24) 25) 話者・調査日は注19と同じ。
- 26) 注18の『賀陽町の地名と歴史』の「付 賀陽町の歴史的地名」の「上竹」項に「ソウズ(一八三八)」とある。また、『吉備中央町の地名小字集』に「ソウズ・ソフズ・ショウズ：1782・1785・1839-1841・1855・2322・2326・2338・2340」(二一二頁)とある。
- 27) 話者・調査日は注20と同じ。
- 28) 注6の『上房郡誌』、一〇五一頁。
- 29) 日本歴史地名大系『岡山県の地名』(平凡社)、「皆部郷・皆部庄」の項。
- 30) 注6の『上房郡誌』「光明山遍照寺」の項、一〇六四頁。
- 31) 注4の「備中国巡覧大絵図」。

- 32) 33) 『北房町史 通史編上』(北房町・一九九二)、三一八頁。
- 34) 興福寺所蔵『僧綱補任卷一裏書』(奈良文化財研究所撮影カラー写真によった)には「玄賓辞退両職。去本寺。籠居備中国哲多郡湯川山寺。律師辭退歌云。三輪川ノ清キ流ニ洗テシ衣ノ袂ハ更ニ不穢シ。大僧都辭退歌云。外國ハ山水清シ事多キ君カ都ハ不住スマサレリ」と記されている。
- 35) 大野達之助編『日本佛教史辞典』(東京堂出版・一九七九)、「玄賓」の項。
- 36) 『朝日 日本歴史人物事典』(朝日新聞社・一九九四)、「玄賓」の項(岡野浩二氏執筆)。
- 37) 注29の『岡山県の地名』、「備中國」の項。